

クリーンエネルギー雇用及び米国発電法案: 概要

NEDO ワシントン事務所

松山貴代子

2009 年 11 月 16 日

Barbara Boxer 上院議員(民主党、カリフォルニア州)と John Kerry 上院議員(民主党、マサチューセッツ州)が 2009 年 9 月 30 日に提出した『クリーンエネルギー雇用及び米国発電法案(Clean Energy Jobs and American Power Act: 上院第 1733 号議案)』が 11 月 5 日、上院の環境・公共事業委員会にて 11 対 1 で可決された。同法案の概要は下記の通り。

第1章 温室効果ガス排出削減プログラム

クリーンな輸送

- Sec 111 環境保護庁(EPA)は、クリーンエア法の第 8 章を改定し、新しい大型車両・エンジン、及び、ノンロード車両・エンジンを対象とする温室効果ガス(GHG)排出基準を設定する。
- Sec 112 EPA 長官は、運輸長官との協議の上で、国家 GHG 排出削減目標の設定、および、州政府、先住民部族や大都市計画機関(Metropolitan Planning Organization =MPO)が使用できる標準化された排出モデルや方法論を策定する。
- Sec 113 運輸長官は、運輸部門からの GHG 排出削減を助長するため、州政府および MPO ヘグランドを給付する。
- Sec 114 米国トラック運転手による燃費の良いクリーン車両へのアップグレードを支援するため、クリーンエア法の第 8 章を改定し、EPA の既存貸付プログラムや燃料節約技術開発プログラム、及びスマートウェイ輸送協力(SmartWay Transport Partnership)を拡大する。

炭素回収隔離

- Sec 121 EPA 長官は、関連省庁の長官との協議の上で、商業規模の炭素回収隔離(CCS)導入を妨げる法律・規制上の障壁に取り組む包括的戦略を示す報告書を議会に提出する。
- Sec 122 EPA 長官は、クリーンエア法を改定し、二酸化炭素(CO₂)地中隔離を行う用地の認定・許可に対する組織的アプローチを設定する。更に、抽入された CO₂ の大気放出リスクを最小限にする規制を発布する。
- Sec 123 EPA 長官は、複数の利害関係者から成るタスクフォースを設置し、地中隔離の用地・活動に関する法的枠組みの調査を実施する。
- Sec 124 クリーンエア法を改定し、2009 年以降に建設が許可される石炭火力発電所のパフォーマンス基準を設定する。
- Sec 125 CCS 技術の実証および早期導入に関するプログラムを設置する。

原子力技術と先進技術

- Sec 131 原子力発電所建設に対する金融・技術面障壁の削減、熟練労働者の養成および国内原子力/原子力関連産業の成長を通じて、安全かつクリーンな原子力エネルギー産業を推進する政策を設定する。
- Sec 132 EPA は、安全な国内原子力/原子力関連産業の成長に不可欠な労働者の訓練を支援するグラントプログラムを設置し、これを管理する。

Sec 133 核廃棄物管理に関する新技術を開発する研究プロジェクトのために、グラントその他の支援を提供するプログラムを設置する。

水の効率利用

Sec 141 節水型製品やサービスに、Energy Star 計画下で実施されていると同様のラベリングを提供する自主プログラム、「WaterSense プログラム」の設置を EPA に認可する。同プログラム実施のため、2010 年度に 750 万ドル、2011 年度に 1,000 万ドル、2012 年度に 2,000 万ドル、2013 年度に 5,000 万ドル、2014 年度以降は労働省発表の消費者物価指数を反映させ調整した予算を認可する。

Sec 142 連邦省庁に対し、WaterSense プログラムや連邦エネルギー管理プログラム (Federal Energy Management Program) の認定するコスト効率の良い節水型製品を可能な限り調達するように指示。

Sec 143 WaterSense ラベル他の節水型製品やサービスを購入・設置する消費者にインセンティブを提供する「州政府住宅節水インセンティブ計画 (State Residential Water Efficiency and Conservation Incentives Program)」を認可する。同計画を実施するため、2010 年度に 1 億ドル、2011 年度に 1.5 億ドル、2012 年度に 2 億ドル、2013 年度に 1.5 億ドル、2014 年度に 1 億ドル、2015 年度以降は労働省発表の消費者物価指数を反映させ調整した予算を認可する。

エネルギー効率改善および再生可能エネルギー

Sec 161 EPA は、再生可能エネルギー^{注1}使用基準 (RPS) を義務付けている州で行われる再生可能プロジェクトにグラント^{注2}を提供するプログラムを設定する。

Sec 162 EPA は、先進バイオ燃料の研究・開発にグラントを提供する「10 億ガロン・チャレンジグラント (1,000,000,000-Gallon Challenge Grant)」^{注3}プログラムを設定する。同プログラムを実施する予算として 2010 年度から 2014 年度まで毎年 5 億ドルを認可する。

Sec 163 EPA 長官または大統領が指名する多省庁の長官は、ビルディングのエネルギー効率改善に関する国家目標を設定し、住居用・商業用ビルの国家省エネ建築基準を設定する為の規則を公布し、ビルディングの省エネ進捗状況に関して定期的に議会に報告する。

Sec 164 EPA 長官はエネルギー長官との協議の上で、商業および住居用ビルを対象とする省エネ・環境型ビルディング改造自主プログラムの基準を設定し、その基準を遂行する REEP (Retrofit for Energy and Environmental Performance) プログラムを設置する。REEP プログラムの支援額はビルディング改造総コストの 50% を超えないものとする。ビルのエネルギー効率改善を実施する州・地方政府に配分される排出権を通して、REEP の財源を賄うものとする。

公共交通手段の排出削減

Sec 171-173 クリーンエア法を改定し、州政府および地方政府がタクシーから放出される排出に、連邦基準並み又はそれ以上の規制をかけることを認める。

注¹ 再生可能エネルギーは、ソーラー; 風力; バイオマス; 埋立地ガス; 海洋エネルギー; 地熱; 都市ゴミ; 既存の水力発電所において効率改善で達成した新規水力発電容量や拡張による新規設備容量から発電された電力を意味する。

注² グラント額は、プロジェクト総額の 50% を超えないものとする。

注³ 同グラントは、(i) R&D Grant (1 件あたりのグラント額はプロジェクトコストの 80% または 200 万ドル); (ii) Planning Grant (R&D Grant に同じ); (iii) Translational Grant (プロジェクトコストの 80% または 800 万ドル); (iv) Construction Grant (プロジェクトコストの最高 60% まで) の 4 種類に分類される。

クリーンエネルギー及び天然ガス

- Sec 181 平均的な電力部門 GHG 排出と比較し、GHG 排出削減^{注4}を達成している発電プロジェクトにインセンティブ報酬を提供するクリーンエネルギー・排出削減促進(Clean Energy and Accelerated Emission Reduction)プログラムの実施権限を EPA に付与する。
- Sec 182 天然ガス火力発電所から放出される GHG 排出を削減する先進技術の研究開発にグラントを提供する先進天然ガス技術(Advanced Natural Gas Technologies)プログラムの実施権限を EPA に付与する。

第2章 リサーチ

エネルギー研究

- Sec 201 米国の海外エネルギー資源依存を軽減し、GHG 排出を削減する革新的エネルギー技術の研究開発を支援する先進エネルギー研究プログラムの実施権限を EPA に付与する。

飲料水の適応・技術・教育・研究

- Sec 211 EPA 長官は商務長官とエネルギー長官および内務長官と協力し、非営利の水資源研究財団が行う研究プログラムを設定する。上水道業界による気候変動への適応を支援することを目的とする同プログラムでは、水質や給水量への影響;炭素隔離による地下水源への影響;上下水処理施設等のインフラへの影響;脱塩・水再利用・代替給水技術;省エネ・GHG 排出最小化;水管理モデルといった分野において指定(directed)・応用研究に取り組むことになる。同プログラム実施予算として、2010 年度から2020 年度まで年間 2,500 万ドルを認可する。

第3章 変遷および適応(Transition and Adaptation)

環境関連の職(Green Jobs)

- Sec 301 教育長官に、クリーンエネルギー;再生可能エネルギー;エネルギー効率化;気候変動緩和;気候変動適応の分野における職業に焦点を当てた教育プログラムを策定する機関にグラントを給付する権限を付与する。
- Sec 302 労働省長官は教育長官と協力して、再生可能エネルギー部門の技術教育や職業訓練プログラムを助長する、インターネット・ベースの情報クリアリングハウスを構築する。クリアリングハウスは、需要の高い中級熟練職(middle-skilled trade)向けのプログラムを重視し、ソーラー;風力;地熱;送配電システム;省エネ技術研修という各技術毎の情報を個別に掲載する。
- Sec 303 労働長官はエネルギー長官との協議の上で、グリーン建築部門のキャリアと優れた雇用慣行を推進する、グリーン建築キャリア実証プロジェクト(Green Construction Careers Demonstration Project)を設置する。
- Sec 311-313 クリーンエア法第7章の結果として解雇になった労働者に、156 週間の生活補助や月々の健康保険料の 80%、就職活動および引越費用の支援として各最高 1,500 ドルを給付するほか、就職斡旋

^{注4} 2007 年の GHG 平均排出量と比較して、2010~2020 年の GHG 排出が 25%減;2021~2025 年の排出量が 40%減;2026~2030 年の排出量が 65%減。

や職業相談および職業訓練等を提供する、気候変動に伴う労働者適応支援(Climate Change Worker Adjustment Assistance)プログラムを設置する。支援予算は、同プログラムに配分される排出権のオークション収益を超えないものとする。

国際気候変動プログラム(International Climate Change Programs)

- Sec 321 国際的気候変動活動への融資支援における連邦政府省庁の進捗状況と貢献度を評価・監視・審査するため、大統領は同法令成立 90 日以内に、国務長官;米国国際開発庁(USAID)長官;エネルギー長官;財務長官;商務長官;農務長官;EPA 長官;その他、大統領が指名する関連省庁の長官から成る、国際気候投資に関する戦略的省庁間委員会(Strategic Interagency Board on International Climate Investment: 以下、戦略的省庁間委員会と呼ぶ)を設置する。
- Sec 322 クリーンエア法の第 7 章に、「Part V 森林劣化回避による付加的排出削減(Emission Reductions from Reduced Deforestation)」を挿入する。
- Sec 323 国務長官は、途上国の GHG 排出削減・隔離・回避活動を援助し、途上国の低炭素開発移行を奨励するため、大統領が指名する省庁との協議の上で、国際クリーンエネルギー普及計画(International Clean Energy Deployment Program)を設定する。
- Sec 324 国務長官は、気候変動の影響を最も受けやすい途上国を支援し、気候変動適応プログラムの策定・実施を国益を守り促進する方法で支援するため、USAID 長官;財務長官;EPA 長官との協議の上で、国際気候変動への適応及び世界的安全保障プログラム(International Climate Change Adaptation and Global Security Program)を設定する。
- Sec 325 戦略的省庁間委員会は、国際気候変動プログラムで提供する支援の有効性と効率を監視・評価するシステムを設定・施行する。同法令の制定 1 年以内に戦略的省庁間委員会は、連邦省庁の講じた方策と進捗状況、及び、気候変動が国益に及ぼしうる不安定化要因の問題を説明する報告書を議会委員会に提出する。
- Sec 326 国務長官は戦略的省庁間委員会と協力して、経済協力開発機構(OECD)不参加国の内の GHG 排出量トップ 5 諸国の気候変動・エネルギー政策に関する報告書を議会に提出する。報告書は、これら諸国が講じている気候変動・エネルギー政策面での活動やコミットメントを査定するとともに、米国が如何にしてこれら諸国の排出削減達成を支援できるかを確認する。

気候変動への適応

- Sec 341 大統領は、連邦政府の気候変動適応努力の有効性を高めるため、米国グローバルチェンジ研究プログラム(United States Global Change Research Program)内に、国家気候変動適応プログラム(National Climate Change Adaptation Program)を設定する。
- Sec 342 商務長官は、全米及び地域レベルでの気候情報;データ;気象予報;警報を策定する、国家気候局(National Climate Service)を国立海洋大気局(NOAA)内に設置する。
- Sec 351-356 気候変動が公衆衛生にもたらす影響にあらゆる手段・施策を講じて対応するため、厚生省長官は、医療従事者による気候変動影響への備え・対応を支援する国家戦略アクションプラン(National strategic action plan)を策定し、4 年毎にこれを更新する。厚生省長官に対して、気候変動が公衆衛生にもたらす影響への対応について提言を行う、諮問委員会を設置する。
- Sec 361-363 気候変動や海洋酸性化の脅威に対応する総合的な連邦政府天然資源保護・回復・保全プログラムを設置するために、連邦政府政策として、あらゆる実用的手段を講じて気候変動への抵抗力・順応性を強化する、天然資源の気候変動適応政策(Natural Resource Climate Change Adaptation Policy)を設定する。

- Sec 364-365 大統領は、ホワイトハウス環境問題委員会(CEQ)、NOAA、国立公園事業局・魚類野生生物庁・国土管理局・米国地質調査局(USGS)・土地改良局(Bureau of Reclamation)・先住民局^{注5}、EPA、陸軍技術部隊、その他大統領が指名する省庁の代表から成る、天然資源の気候変動適応委員会(Natural Resources Climate Change Adaptation Panel: 以下、パネルと呼ぶ)を設定する。CEQ委員長がパネルの議長を務める。
- Sec 366 パネルは、気候変動や海洋酸性化の影響に対する天然資源の抵抗力を高める天然資源の気候変動適応戦略(Natural Resources Climate Change Adaptation Strategy)を策定する。
- Sec 367 EPA 長官は、気候変動が天然資源に及ぼす/及ぼしうる影響に対応する上で必要な科学と情報を作成・提供する組織的手順を構築する。内務省 USGS 内に新設される国立地球温暖化・野生生物科学センターと、NOAA の国家気候局が同手順の策定を監督する。
- Sec 368 天然資源の気候変動適応戦略策定後 1 年以内に、パネルのメンバーである各省庁は、気候変動(海洋酸性化、旱魃、洪水、山火事他)のもたらしうる影響に対応するための既存及び予定されている各自の活動を詳述する適応プランを策定し、大統領に提出する。
- Sec 369 下記 Sec 370 の基金からの支援を希望する州政府は、天然資源の気候変動適応戦略策定後 1 年以内に、気候変動が管轄内の天然資源や沿岸地域に及ぼしうる影響に対応するための自州の既存および予定されている活動を詳述する天然資源適応プランを策定し、内務長官と商務長官に提出する。
- Sec 370 上記 Sec 369 で承認された天然資源適応活動を実施するため、天然資源の気候変動適応アカウント(Natural Resources Climate Change Adaptation Account)を設置し、州政府の野生生物担当局に 84%、州政府の沿岸担当局に 16%を配分する。
- Sec 371 州政府や先住民部族による魚類・野生生物の生息回廊データの地理情報処理システム(geographical information system)構築を支援するため、内務長官は同法令制定後 180 日以内に、国家魚類野生生物生息回廊情報プログラム(National Fish and Wildlife Habitat and Corridors Information Program)を設定する。

付加的気候変動適応プログラム

- Sec 381 EPA 長官は、州政府の水システム適応プロジェクトに資金を提供する、水システムの緩和・適応パートナーシップ計画(Water System Mitigation and Adaptation Partnership Program)を設定する。州政府は、気候変動が水質や給水量にもたらす影響に対応するため、水道システムの所有者や管理者に競争ベースでグラントを提供する。連邦政府の負担は、プログラムや戦略またはインフラ改善コストの 50%を超えないものとする。
- Sec 382 EPA 長官は、公益事業担当陸軍次官補および連邦緊急時管理局(FEMA)局長との協議の上で、州政府や先住民部族政府の洪水制御・防止・対応プロジェクトに資金を給付する、洪水制御・防止・対応プログラム(Flood Control, Protection, Prevention, and Response Program)を設置する。
- Sec 383 農務長官と内務長官は、山火事のリスクが最も高いコミュニティの領域マップを策定し、原野火災に関する市民の認識向上; 消防士訓練プログラム; 消火設備調達; 森林復旧等の活動を実施するためのグラントをこれらコミュニティに提供する。
- Sec 384 EPA 長官は、気候変動が海岸流域(coastal watershed)にもたらす影響に対応する州政府のプロジェクトや活動を支援するため、沿岸諸州^{注6} 適応資金を給付する。配分方法は下記の通り:

^{注5} 内務省の部局。

^{注6} National Ocean Economics Program によると、海岸流域や五大湖と接する米国諸州は、米国総人口の 81.4%を占め、経済産出量は 83%を占めるという。

- 資金の 50%は、各沿岸諸州に均等に配分
- 25%は、各沿岸諸州の海岸線が米国海岸線の総長に占める割合で配分
- 残りの 25%は、各沿岸諸州の人口が米国の前沿岸諸州の総人口に占める割合で配分

第 7 章 地球温暖化汚染削減および投資プログラム

第 1 節 地球温暖化汚染の削減

地球温暖化汚染削減目標

- Sec 701-702 経済全体の地球温暖化汚染削減目標を、2012 年までに 2005 年水準の 3%減;2020 年までに同 20%減;2030 年までに同 42%減;2050 年までに同 83%減と定める。
- Sec 703 規制対象排出源の削減目標を、2012 年までに 2005 年水準の 3%減;2020 年までに同 20%減;2030 年までに同 42%減;2050 年までに同 83%減と定める。
- Sec 704 海外森林破壊で生じる排出を削減するインセンティブに排出権の極一部を充てることによって、米国の 2005 年水準の 10%に相当する GHG 排出を低コストにて追加削減するよう EPA 長官に指示。
- Sec 705 EPA 長官に対し、気候変動に関する最新科学の分析;GHG 排出削減の監視・立証キャパシティの分析;地球温暖化汚染削減における国内外の進捗状況の分析を盛り込んだ報告書を 2013 年 7 月 1 日まで、それ以降は 4 年ごとに議会へ提出するよう指示。
- Sec 706 EPA 長官は全米科学アカデミーに、Sec 705 で提出された EPA 最新報告書の評価と、危険な気候変動を回避する活動に関する提言を含んだ報告書の作成を委託し、全米科学アカデミーは 2014 年 7 月 1 日まで、それ以降は 4 年ごとに報告書を議会と EPA 長官に提出する。
- Sec 707 大統領は既存権限を行使して、Sec 705 及び Sec 706 の下で提出された報告書の提言に対応する。全米科学アカデミーのレビューが更なる排出削減の必要性を確認している場合には、大統領は議会に報告書を提出し、追加排出削減を達成するための手順(規制を含め)を提言する。
- Sec 708 同章に準じる地球温暖化汚染削減投資計画の実施に必要な規制を策定する際、EPA 長官は、地域別温室効果ガスイニシアティブ(RGGI)・西部気候イニシアティブ(Western Climate Initiative)・中西部州知事アコード(Mid-West Governors Accord)の参加諸州と協議を行うものとする。

温室効果ガスの指定と登録

- Sec 711 二酸化炭素(CO₂)、メタンガス、亜酸化窒素(NO_x)、六フッ化硫黄(SF₆)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、三フッ化窒素(NF₃)、および、EPA 長官が規則によって指定するその他の人為的ガスを、温室効果ガス(GHG)とする。
- Sec 712 温室効果ガス各々の当初の二酸化炭素換算価値を下記の通り^{注7}とし、EPA 長官は定期的同換算価値の見直しを行う:

GHG(1 メートルトン)	CO ₂ 換算(メートルトン)	GHG(1 メートルトン)	CO ₂ 換算(メートルトン)
CO ₂	1	メタンガス	25
NO _x	298	HFC-23	14,800
HFC-125	3,500	HFC-134a	1,430
HFC-143a	4,470	HFC-152a	124
HFC-227ea	3,220	HFC-236fa	9,810

^{注7} 下院が 6 月 26 日に可決した Waxman-Markey 法案(以下、WM 法案)に同じ。

HFC-4310mee	1,640	CF ₄	7,390
C ₂ F ₆	12,200	C ₄ F ₁₀	8,860
C ₆ F ₁₄	9,300	SF ₆	22,800
NF ₃	17,200		

Sec 713 EPA 長官は、国家温室効果ガス目録(Federal Greenhouse Gas Registry)と、GHG 排出の包括的な報告制度を設定する。

Sec 714 パーフフルオロカーボン(PFC)、及び、ハイドロフルオロカーボンではないその他フッ化物の生産を、Sec 722 で定める排出限度の下に、又は、利用可能な最良技術(BACT)と強制的な段階的廃止の組み合わせによって、規制する裁量権を EPA 長官に付与する。

プログラムの規制

Sec 721 EPA 長官は、2012 年を初年として年間の排出権総数を設定し、各排出権に、該当年を含む固有の識別番号を割り当てる。2005 年の米国 GHG 排出量が CO₂ 換算で 72.06 億メートルトン以上であった場合には、EPA 長官は排出権の総数を調整することが出来る。2012 年以降の年間排出権は下記の通り：

(排出権単位:百万、[]内は Waxman-Markey 法案)

年	排出権	年	排出権	年	排出権
2012	4,627	2025	4,203 [4,294]	2038	2,534
2013	4,544	2026	4,069 [4,142]	2039	2,409
2014	5,053 注 ⁸	2027	3,935 [3,990]	2040	2,284
2015	5,003	2028	3,801 [3,837]	2041	2,159
2016	5,482	2029	3,667 [3,685]	2042	2,034
2017	5,261 [5,375]	2030	3,533	2043	1,910
2018	5,132 [5,269]	2031	3,408	2044	1,785
2019	5,002 [5,162]	2032	3,283	2045	1,660
2020	4,873 [5,056]	2033	3,158	2046	1,535
2021	4,739 [4,903]	2034	3,033	2047	1,410
2022	4,605 [4,751]	2035	2,908	2048	1,285
2023	4,471 [4,599]	2036	2,784	2049	1,160
2024	4,337 [4,446]	2037	2,659	2050	1,035

注⁸ Boxer-Kerry 法案の当初案、および、Waxman-Markey 法案では、5,099。

Sec 722 過剰排出の禁止

- 規制対象事業のオーナー又はオペレーターは、2013年4月1日の12:01AMまでに、前年排出量をカバーするだけの排出権(及びオフセットクレジット)を持っていない場合には、過剰排出禁止条項を遵守していないと見なされる。
- 規制対象事業は全体で、年間最高20億トンまでのGHG排出量を、国内外オフセットクレジット^{注9}の利用で満たすことが出来る。各規制対象事業が自己の排出権をオフセットで賄える割合は、(各規制対象事業に割当てられた排出枠^{注10}+前年の帰属排出量)÷(規制対象事業全体の排出枠^{注11}+前年の帰属排出量)×20億トンで算出され、国内クレジットの利用はこの割合の4分の3、国外クレジットの利用はこの割合の4分の1を超えないものとする^{注12}。但しEPA長官が、年間の国内オフセットクレジットが9億トン未満であると判断した場合には、国外オフセットクレジットの利用率を引上げ、国内オフセットクレジットの割合を引下げる。

Sec 723 未遵守に対する罰則

- 規制対象事業で、見遵守のオーナーまたはオペレーターは、過剰排出に対する罰金(排出権不足分×排出発生年の排出権の適正市場価格^{注13}×2)をEPA長官に支払う。

Sec 724 トレーディング

- 排出権、代償クレジット(compensatory allowance)^{注14}、オフセットクレジットの合法的所有者は、これらの販売/交換/移譲/所有を行うこと、または、EPA長官にこれらの償却(retirement)を要請することが出来る。
- 排出権、代償クレジット、オフセットクレジットの購入/所有/販売/交換/移譲/償却要請をする特権は、規制対象事業のオーナーやオペレーターに限定されるものではない。
- 排出権、オフセットクレジット、期限付きオフセットクレジットの移譲は、EPA長官が正式な譲渡証明書を受領/記録して初めて有効となる。
- 同条項に基づいて制定される規制には、排出権、オフセットクレジット、及び、期限付きオフセットクレジットの発行/記載/所有/追跡システムを盛り込むものとする。

Sec 725 バンキングとボローイング

- 排出権は、発行年(vintage year)または発行年の翌年に、遵守義務まっとうのためにしよめる。EPA長官は、排出権/オフセットクレジット/期限付きオフセットクレジット、および排出権追跡システムの真正性と整合性(integrity)を保証するために、これらを満期終了とすることが必要であるか否かを判断する基準と手順を設定することが出来る。この規制に基づきEPA長官が満期終了としな

^{注9} WM 法案に同じく、国内オフセットクレジットは1クレジットが1排出権に相当し、国外オフセットクレジットは、2017年までは1クレジットが1排出権に、2018年以降は1.25国外クレジットが1排出権に相当する。

^{注10} 但し、(i)発電施設が(A)石油/石炭ベースの液化燃料;(B)液化天然ガス;(C)再生可能バイオマス又は再生可能バイオマス由来のガス、または、(D)石油コークスを燃焼することで生じる排出量と、(ii)産業固定排出源の内、(A)石油/石炭ベース液化燃料;(B)液化天然ガス;(C)再生可能バイオマス又は再生可能バイオマス由来のガス;(D)石油コークスの燃焼に起因する排出量および(E)三フッ化窒素を除くフッ素ガス使用に起因する排出量と、(iii)産業部門の化石燃料燃焼装置の内、(A)石油/石炭ベース液化燃料;(B)液化天然ガス;(C)再生可能バイオマス又は再生可能バイオマス由来のガス;(D)石油コークスの燃焼に起因する排出量は除く。

^{注11} 上記注3に記載された排出量を除く。

^{注12} WM 法案では、国内外クレジットの利用は各々、この割合の半分を超えないものと規定されている。

^{注13} WM 法案では、前回オークションの排出権落札価格となっている。

^{注14} 2012年以降に行われる、①(GHGに分類される)フッ素ガスの破壊;②石油/石炭ベースの液化/気体燃料、石油コークス、原料用天然ガス、液化天然ガス、の排出を生じない(nonemissive)使用;③製造工程におけるフッ素ガスの変換、に与えられるクレジット。

い限り、排出権/オフセットクレジット/期限付きオフセットクレジットは失効することはない。

- 規制対象事業は遵守義務まっとうのため、次年発行の排出権を無利子でボローイングすることが出来る。また、該当年の排出量の最高 15%までを、1～5 年先に発行される排出権からボローイングすることが出来る。この場合、EPA 局長は、規制対象事業が排出権を借入れた時点で、 $0.08 \times$ 年数(排出権の本来の発行年と規制対象事業が借入れて使用した年の間の年数)^{注 12} を償却にあてる。

Sec 726 市場安定化リザーブ (Market Stability Reserve)^{注 13}

- EPA 長官は毎年四半期毎に、市場安定化リザーブ排出権のオークションを行う。同オークションへの参加は、同オークション実施の翌年に遵守義務を持つ規制対象事業のみに限定する。
- EPA 長官は同条項成立後 2 年以内に、市場安定化リザーブ・アカウントを開設し、前述の Section 721(a)で設定する排出権を同アカウントに収める。同章で、Section 721(a)の設定する排出権の数量や割合に言及する条項は、Section 721(a)の排出権の数から、同条項の市場安定化リザーブ・アカウントへ収められた排出権を差し引いた数を意味する。
- 各年の年末に EPA 長官は、①オークションで売り出されたものの売れなかった排出権を市場安定化リザーブ・アカウントへ移し;②オークションの収益を利用して Section 726(g)で確立した排出権を市場安定化リザーブ・アカウントへ積み立てる。
- 市場安定化リザーブ・オークションの最低価格は、2012 年が 28ドル、2013 年から 2017 年までは前年の 5%増し+インフレ率、2018 年以降は前年の 7%増し+インフレ率^{注 14}とする。
- 市場安定化リザーブから放出される年間排出権は、2012 年から 2016 年までは Section 721(a)で設定するオークション実施年の排出権の 15%まで、2017 年以降は 25%まで^{注 15}とする。但し、この上限は委託販売されるオフセットクレジットには適用されない。
- 四半期毎に行われるオークションでは、その年の市場安定化リザーブ・アカウント排出権の 4 分の 1 を売り出す。四半期オークションで売り出されたものの売れなかった排出権は繰越にされ、次の四半期オークションで売り出される。但し、第 4 四半期オークションで売れなかった排出権は翌年の第 1 四半期オークションへの繰越は行わず、市場安定化リザーブ・アカウントへと戻す。
- 規制対象事業が市場安定化リザーブ・オークションで購入可能な年間排出量は、2012 年には規制対象事業が国家温室効果ガス目録に報告した GHG 総排出量の 20%、2013 年以降は最新年の GHG 総排出量の 20%とする。
- EPA 長官は新たに規制対象事業になると見込まれる事業体に適用する購入上限を別個設定する。
- EPA 長官は、市場安定化リザーブ排出権オークションの収益を使ってオフセットクレジット(国内オフセットクレジットと森林劣化回避の国外オフセットクレジット)を購入^{注 16}する。EPA 長官は国内オフセットクレジットを償却とし、森林劣化回避の国外オフセットクレジットを排出権として確立して、これを市場安定化リザーブ・アカウントに積み立てる。

注 12 例えば、2012 年の遵守のために、発行年が 2015 年の排出権をボローイングした場合は、 $0.08 \times (2015 - 2012)$ で、0.24。

注 13 WM 法案では、戦略的リザーブ (Strategic Reserve)と呼んでいる。

注 14 WM 法案では、2013 年と 2014 年が前年の 5%増し+インフレ率、2015 年以降は 36 ヶ月周期の排出権平均落札価格の 60%増し、となっている。

注 15 WM 法案では、2012 年から 2016 年までは毎年 5%まで、2017 年以降は 10%まで、となっている。

注 16 WM 法案では、森林劣化回避の国外オフセットクレジットのみを購入対象とし、購入した国外オフセットクレジットの 20%を償却とし、残りの 80%を排出権として確立する、となっている。

- 同章成立後 24 ヶ月以内に、EPA 長官は関連省庁との協議の上で、下記を含む同リザーブ排出権のオークション規制を公布する：
 - オークションは年に 4 回、定期的開催されるものとし、第一回目のオークションを 2012 年 3 月 31 日に実施する。1 ラウンド限りの密封入札 (sealed-bid) とする。
 - オークションは、排出権購入資格を持つ規制対象事業ならば誰でも利用できるものとする。
 - オークション参加者が、個人なり他の参加者との協力なりで、1 回のオークションで売り出された排出権の 20% 以上を購入することはならない。
 - 米国財務省に市場安定化リザーブ基金 (Market Stability Reserve Fund) という基金を設置する。
- Sec 727 クリーンエア法の第 5 章「運転許可プログラム (operating permit program)」で規制を受ける固定排出源が、同法案第 7 章「地球温暖化汚染削減および投資プログラム」の下で行うべき責任を明確にしている。
- Sec 728 国外排出権
- EPA 長官は国務長官との協議の上で、(i) 外国政府が単独または二ヶ国以上で運営するプログラムで、一ヶ国以上、又は、それら諸国の一つ以上の経済部門の GHG 排出に強制的な絶対的上限 (トン) がかけられており、また、(ii) 少なくとも、同章の設定するプログラムと同程度に厳格である国際気候変動プログラムを、適格国際プログラムに指定することができる。

オフセット^{注 17}

- Sec 731 オフセット整合性諮問委員会 (Offsets Integrity Advisory Board)
- 大統領は、独立機関のオフセット整合性諮問委員会 (9 名構成) を設置し、委員会メンバーを指名する。
 - 同諮問委員会は設立後 90 日以内、それ以降は定期的に、①オフセットプロジェクトの種類；②オフセットの追加/ベースライン/定量化法/リーケージ等への対応時に検討すべきオフセット方法論；③ 国外オフセットクレジットの発行・実施に特有な科学的/技術的/方法論的問題；④環境保全を向上させるその他方法等に関し、大統領に提言を行う。
- Sec 732 オフセットプログラムの設置
- 大統領は同章成立後 2 年以内に、関連省庁との協議、及びオフセット整合性諮問委員会の提言を考慮した上で、オフセットクレジット発行プログラムの設置規制を発行し、必要に応じてこれを改正する。大統領は、規制の公布・施行に際し、オフセットプロジェクト実施に起因するヒトの健康や環境への悪影響を可能な限り回避/最小化することに努める。
 - 大統領は、排出権追跡システム内に、適格オフセットプロジェクト及びオフセットクレジットを対象とするオフセット目録 (Offset Registry) を設定する。
- Sec 733 適格プロジェクト
- オフセット・プログラム設置規制の一環として、大統領は、諮問委員会の提言を考慮に入れ、オフセットクレジット受領対象となるプロジェクトの形態 (type of project) をリスト化し、これを定期的に更新する。リストが諮問委員会提言と異なる場合には、相違の理由を規制に含めることとする。
 - 大統領が検討する当初リスト^{注 18} には、(i) 現役の炭鉱におけるメタンガスの回収・燃焼プロジェクト；(ii) ゴミ埋立地におけるメタンガスの回収・燃焼プロジェクト；(iii) 石油及び天然ガス装置から放

^{注 17} WM 法案では、Sec 731～Sec 741 の各項で定める責任を、大統領ではなく、EPA 長官に付している。

^{注 18} WM 法案には、当初検討されるプロジェクト形態のリストはなかった。

出される排出の回収；(iv)糞尿管理やバイオガス回収・燃焼といった、ゴミ埋立地以外でのメタンガス回収・燃焼・回避プロジェクト；(v)2009年1月1日以降に行われる植林や森林再生プロジェクト；(vi)森林の炭素貯留増加に繋がる森林管理；(vii)農耕地・草原・放牧地の管理慣行および炭素隔離；(viii)土地利用の変化や森林活動に起因する炭素貯留量の変化といったプロジェクトが含まれる。

- 大統領は、①諮問委員会の提言を考慮し、適切な連邦省庁と協議をした上で、付加的 GHG 排出の削減/回避/隔離があると判断したプロジェクト形態をリストに追加し；②要件を満たしていないと判断したプロジェクト形態をリストから除外し；③諮問委員会や請願書によって答申されたプロジェクト形態をリストに追加、又は、除外することを検討する。

Sec 734 オフセットプロジェクトの必要条件

- 大統領は適格オフセットプロジェクトの形態毎に ①オフセットの追加性 (additionality)；②ベースライン；③定量化法；④リーケージを確立するほか、リバーサル^{注19}の説明/対処のための義務要件を確立し、メカニズムを公布する。
- 大統領はオフセットプロジェクトの形態毎に、オフセットプロジェクト実施者によるクレジット期間申請に関する規定を策定する。クレジット期間は、隔離を使うプロジェクトを除き、5～10年間とする。

Sec 735-736 オフセットプロジェクトの認可 (Approval)・検証 (Verification)

- オフセットプロジェクト実施者は、第一回目の検証レポートが提出される前までに、大統領にオフセットプロジェクト申請書を提出する。大統領は申請書受領後 90 日以内に申請書をインターネット上で公開し、書面で認可の可否を通達し、申請を否認する場合には否認理由を提示するほか、決裁書を公開する。大統領はまた、オフセットプロジェクト実施者が EPA にプロジェクトの有資格事前審査を要求することを認める事前承認審査 (preapproval review) の手続きを設定する。但し、事前承認審査の調査結果は大統領を拘束するものではない。
- 大統領は、認定された第三者検証機関が作成した報告書…プロジェクト実施者の指名代表者の指名とコンタクト情報、GHG の削減/回避/隔離量、方法論、必要条件達成証明書等を含む…の提出をオフセットプロジェクト実施者に義務付ける規制を設定する。大統領は、第三者検証機関を定期的に認定するプロセス及び義務要件を定めるものとするが、米国規格協会 (ANSI) が ISO 14065 に従って認定した検証機関を公認または承認することもできる。更に、第三者検証機関が専門的資格の維持や利害対立の回避を怠ったと判断した場合には、大統領はこれら機関の認定を取り消すことができる。

Sec 737 オフセットクレジットの発行

- 大統領はオフセットプロジェクト実施者に対し、削減/回避/隔離された判断した排出 1 トン (CO₂ 換算で) に 1 オフセットクレジットを発行する。

Sec 738 監査 (Audit)

- 大統領は無作為に、オフセットプロジェクトやオフセットクレジット、第三者検証機関の慣行について監査を行うものとする。大統領は監査実施責任を州政府や部族政府に委任することができる。
- 大統領は、プロジェクト開発者や第三者検証機関、及び、開発者や検証機関により提出される報告書に関し、監査プログラムの必要要件と手順を設定する。^{注20}

Sec 739 プログラムの見直しと改定

^{注19} 隔離した GHG が故意、または、偶発的に大気へ逃れること。

^{注20} WM 法案には、同条文は含まれていない。

- 大統領は最低でも 5 年に一度、新規/更新情報および諮問委員会の提言を考慮に入れ、①適格プロジェクトのリスト;②方法論;③リバーサルの義務要件とメカニズム;④オフセット・プログラムのアカウントビリティ向上策他についての見直しと改定を行なう。

Sec 740 早期オフセットの供給

- 大統領は、2001 年 1 月 1 日以降に開始され、州政府や部族政府の認定する早期オフセット・プログラムに登録されたプロジェクトの下で削減/回避/隔離された排出量各 1 トン(CO₂ 換算)に対して 1 オフセットクレジットを付与する。

Sec 741 環境への配慮 (Environmental Considerations)

- 森林その他の土地管理関連オフセットプロジェクトを適格オフセットプロジェクトとしてリスト化する場合、大統領は、在来種第一主義に立って有毒な雑草や外来種の使用を禁止し、オフセット創出目的で元来の生態系 (native ecosystem) がオフセットプロジェクト地に転換されないよう保証するため、森林オフセットプロジェクトで使用される種の選定/使用方法に関する規制を設定する。

Sec 742 トレーディングについては、オフセットクレジットのトレーディング (Section 724) に準拠

Sec 743 オフセット・インテグリティ室 (Office of Offset Integrity)^{注21}

- 炭素オフセット計画の捜査および民事施行 (civil enforcement) の監督・調整を行う、炭素オフセット・インテグリティ課 (Carbon Offsets Integrity Unit) を司法省の環境・天然資源担当次官補室に新設する。オフセット・インテグリティ室の長となる特別検査官 (Special Counsel) は、大統領により指名され、上院の承認を得るものとする。

Sec 744 国外オフセットクレジット

- EPA 長官は国務長官及び米国国際開発庁 (USAID) 長官との協議の上で、同章成立後 2 年以内に、途上国における GHG 排出の削減/回避/隔離活動に基づいて国外オフセットクレジットを発行するための規制を設定するものとする。
- セクター別オフセットクレジット: リークエッジの危険を最小化し、GHG 排出の削減/回避/隔離を目的とする適切な国家緩和活動の実行を各国に奨励するため、EPA 長官は国務長官および USAID 長官との協議の上で、①セクター別のオフセットクレジット発行が適切である諸国のセクターを確認^{注22}し、②これらセクターにセクター別国外オフセットクレジットのみを発行する。
- 国際機関発行のオフセットクレジット: EPA 長官は、法律文書 (instruments) を発令した国際機関^{注23} がプロジェクト形態に十分な手続き要件を実践し、同法案と同等またはそれ以上を保証 (assurance) していると判断した際には、国外オフセットクレジットを発行することができる。
- 森林劣化回避によるオフセット: EPA 長官は、国務長官及び USAID 長官との協議の上で、①森林劣化回避活動に国家をあげて参加可能な途上国のリスト;②GHG 排出量が世界排出量の 1%未滿、森林部門/土地転用による GHG 排出量が 3%未滿で、土地利用/森林部門戦略プランの策定に誠心誠意努力している途上国のリスト;③前述の②に該当しない途上国で、州自体が森林伐採削減活動に着手または従事する能力を有する州のリストを作成し、これを定期的に見直し・更新する。

^{注21} WM 法案には同項に準じる条文はない。

^{注22} セクターや諸国を決定する際に考慮する要素は、各国の ①国内総生産;②GHG 総排出量;③米国の類似セクターの遵守義務の有無;④該当セクターの製品やサービスが国際競争市場で販売されているか否か;⑤プロジェクト毎に国外オフセットクレジットが付与された場合のリークエッジの危険;⑥正確な測定/監視/報告/検証の能力、等。

^{注23} UNFCCC や UNFCCC プロトコル、又はこれの継承プロトコルに準じて設定される国際機関を指す。

EPA 長官は、リスト化された途上国や州における森林劣化回避活動で達成されている GHG 排出削減に国外オフセットクレジットを発行するものとする。EPA 長官は上述②でリスト化された途上国における活動への国外オフセットクレジット発行を、規制対象事業が Sec 722 の遵守を義務付けられる初年(2013年4月1日)から8年を経た期日を以って停止^{注24}とし、上述③でリスト化された州レベル活動への国外オフセットクレジット発行を、規制対象事業が Sec 722 の遵守を義務付けられる初年から5年を経た期日を持って停止とする。

- 二重計算の回避: EPA 長官は、国務長官との協議の上で、国外クレジット発行の基になっている活動が、外国政府や国際的規制制度下での GHG 排出の削減/回避/隔離義務遵守に使用されていないことの保証に務める。

第2節 排出権の割当方法

排出権の割当

Sec 771

(a) EPA 長官は排出権を無償で、下記の通り割当てる。([] 内は Waxman-Markey 法案)

(1) 電力消費者

(A) 地域配電事業者、商用石炭火力発電ユニット、及び、長期契約を持つ発電施設 (Long-term Contract Generators)

2012年から2013年	総排出権の43.75%
2014年から2015年	38.89%
2016年から2025年	35.00%
2026年	28.00%
2027年	21.00%
2028年	14.00%
2029年	7.00%

➢ 地域配電事業者への排出権割当量の50%は、発電に起因するCO₂の年間平均排出量に比例して各地域配電事業者の間に分配され、残りの50%は、2006年から2008年の各地域配電事業者の年間平均電力小売量に比例して分配される。

(B) 小規模地域配電事業者(最終消費者への年間送電量が4,000,000メガワット時未満)

2012年から2025年	総排出権の0.5%
2026年	0.4%
2027年	0.3%
2028年	0.2%
2029年	0.1%

➢ 歴史的排出量に比例して、小規模地域配電事業者の間に排出権を分配する。

➢ 小規模地域配電事業者は排出権を、①節電達成のためのコスト効率的プログラム;②再生可能エネルギー資源を使った発電技術の設置;③低所得住宅用顧客の電気代を低減

^{注24} 同上院法案では、国連が後発発展途上国に特定した途上国で行われている森林劣化回避の適格活動に関しては、EPA 長官は、国際オフセットクレジットの発行終了期限を最高5年間延長できるとしている。一方のWM法案は、規制対象事業が Sec 722 の遵守を義務付けられる初年から5年を以って停止とし、最高8年間の延長を認めるとなっている。

する支援プログラムのためにのみ使用するものとする。

(2) 天然ガス消費者

2016年から2025年	総排出権の9.0%
2026年	7.2%
2027年	5.4%
2028年	3.6%
2029年	1.8%

- 2018年までは、2006年から2008年の各供給会社の年間平均小売量に比例して排出権を分配する。2019年の排出権分配に先立ち、それ以降は3年間隔で、分配公式をアップデートし、顧客別の歴史的排出量および顧客数に比例して排出権を分配する。
- 天然ガス地域供給業者は、排出権を最終消費者の便益のためにのみ使用するものとし、排出権の最低3分の1を天然ガス消費者向けの省エネプログラムに使用するものとする。

(3) 家庭の暖房用石油／プロパンガス消費者^{注25}

2012年から2013年	総排出権の1.880% [1.875%]
2014年から2015年	1.670%
2016年から2025年	1.500%
2026年	1.200%
2027年	0.900%
2028年	0.600%
2029年	0.300%

- 排出権割当年の前年に各州で販売された暖房用石油／プロパンガスの炭素含有量に比例して各州に分配する。
- 排出権の最低半分を消費者向け省エネプログラムに充て、残りの半分を暖房用石油／プロパンガス消費者対象のリベートまたはその他の直接財政支援に使用するものとする。

(4) 国内燃料生産

- (A) 石油精製事業(北米工業分類システムの第324110規約に分類される施設)に2012年から2050年まで、該当年総排出権の0.75%を割当^{注26}てる。
- (B) 中規模精製業者(上記の(A)にも下記の(C)にも該当しない精製業者)^{注27}に2012年から2050年まで、該当年総排出権の0.5%を割当てる。
- (C) 小規模精製業者(精製作業に携わる一日の作業員が1,500人以下で、平均的な一日の精製量が20.5万バレル未満の石油精製業者)に2012年から2050年まで、該当年総排出権の1.0%を割当^{注28}てる。

(5) 産業部門

^{注25} WM 法案では家庭の暖房用石油／プロパンガス／ケロシン消費者を対象としているが、上院法案ではケロシンを含んでいない。

^{注26} WM 法案では、2014年から2026年まで該当年総排出権の2%を割当て。

^{注27} WM 法案には、中規模精製業者という分類がない。

^{注28} WM 法案では、2014年から2026年まで該当年総排出権の1%を割当て。

- (A) EPA 長官は、産業部門での排出削減のために、2012 年から 2050 年まで該当年総排出権の 0.5%を保留する。
- (B) EPA 長官が保留とした排出権に加え、産業部門における真の削減達成を確実にするプログラム^{注29}に、排出権を下記の通り割当てる。

2012 年から 2013 年	総排出権の 4.0% [2.0%]
2014 年	最高 15.0%
2015 年	2014 年の割当率(0.15)x 2015 年総排出権÷2014 年総排出権
2016 年	2015 年の割当率 x 2015 年総排出権÷2014 年総排出権
2017 年から 2025 年	2016 年の割当率 x 2016 年総排出権÷2016 年総排出権
2026 年から 2050 年	2026 年: 2016 年の割当率 x (該当年総排出権÷2016 年総排出権)x0.9 2027 年以降 毎年 10%づつ減らし、最終的にゼロ

- (6) 炭素回収・隔離技術の普及

2014 年から 2017 年	総排出権の 1.75%
2018 年から 2019 年	4.75%
2020 年から 2050 年	5.00%

- (7) 早期実施者に対し、2012 年と 2013 年に該当年総排出権の 2.0%を割当^{注30}てる。

- (8) クリーン自動車技術への投資

2012 年から 2017 年	総排出権の 2.4% [3.0%]
2018 年から 2025 年	0.8% [1.0%]

- (9) 省エネ及び再生可能エネルギーへの投資

- (A) EPA 長官は、州・地方政府の省エネ及び再生可能エネルギー投資のために、2012 年から 2050 年まで該当年総排出権の 0.5%を保留する。
- (B) EPA 長官が保留とした排出権に加え、州・地方政府の省エネ及び再生可能エネルギー投資に、排出権を下記の通り割当てる。

2012 年から 2013 年	総排出権の 10.35%
2014 年から 2015 年	8.55%
2016 年	5.85%
2017 年	6.12%
2018 年から 2019 年	5.22%
2020 年から 2021 年	4.95%
2022 年から 2025 年	0.90%
2026 年から 2050 年	4.05%

- (C) 2022 年から 2025 年の割当は、上記+該当年の 4 年後の総排出権 x 0.032^{注31}とする。(2026 年

^{注29} WM 法案にある、海外との競争に晒されるエネルギー集約産業に該当する。

^{注30} WM 法案では、2012 年に総排出権の 1.0%を割当て。

から 2029 年の排出権割当とは別枠の、付加的な割当)

(10) 省エネビルディング基準プログラムに対し、2012 年から 2050 年まで該当年総排出権の 0.5%を割当てる。

(11) エネルギー革新拠点 (Energy Innovation Hubs) プログラム

2012 年から 2015 年	総排出権の 0.75% [0.45%]
2016 年から 2050 年	0.45%

(12) DOE の ARPA-E プログラム

2012 年から 2013 年	総排出権の 3.25% [1.05%]
2014 年から 2050 年	1.25% [1.05%]

(13) クリーンエネルギー国際展開プログラム (International Clean Energy Deployment Program)

2012 年から 2021 年	総排出権の 1.0%
2022 年から 2026 年	2.0%
2027 年から 2050 年	3.0% [4.0%]

(14) 世界的な気候変動適応及び安全保障プログラム^{注32}

(A) EPA 長官は、世界的な気候変動適応及び安全保障プログラムのために、2012 年から 2026 年まで該当年総排出権の 0.25%を保留する。

(B) EPA 長官が保留とした排出権に加え、世界的な気候変動適応及び安全保障プログラムに対して排出権を下記の通り割当てる。

2012 年から 2021 年	総排出権の 1.0%
2022 年から 2026 年	2.0%
2027 年から 2050 年	5.0% [4.0%]

(15) 州政府の GHG 排出削減・気候適応プログラム

2012 年から 2013 年	総排出権の 1.34%
2014 年から 2021 年	0.50%
2022 年から 2026 年	1.06%
2027 年から 2050 年	2.18%

(16) 州政府の天然資源プログラム

2012 年から 2021 年	総排出権の 0.39% [0.385%]
-----------------	-------------------------

注³¹ WM 法案では、0.0355 となっている。

注³² WM 法案の、国際的対応策に該当する。

2022年から2026年	0.77%
2027年から2050年	1.54%

(b) EPA 長官は、Sec 778 のオークション手続きに準じて、下記の目的のために排出権のオークションを行う。

(1) 市場安定化リザーブ基金 (Market Stability Reserve Fund: 前述の Sec 726)

2012年から2019年	総排出権の2.0%
2020年から2050年	3.0%

(2) 消費者保護

(A) EPA 長官は、同条項 (Sec 771) の(e) (2)に準じて、気候変動消費者リベート基金 (Climate Change Consumer Rebate Fund) に排出権を割当てる。

(B) 低・中間所得者エネルギーリファンド・アカウント (Energy Refund Account)

2012年から2029年	総排出権 15.0%
2030年から2050年	18.5%
2051年以降	15.0%

(3) クリーン自動車技術への投資

2012年から2017年	総排出権の0.6%
2018年から2025年	0.2%

(4) 省エネ・再生可能エネルギー労働者育成プログラム (Energy Efficiency and Renewable Energy Worker Training Program)

2012年から2013年	総排出権の1.0% [0.75%]
2014年から2015年	0.05% [割当無し]

(5) 過渡期の労働者支援プログラム (Worker Transition Program) ^{注33}

2012年から2021年	総排出権の0.5%
2022年から2050年	1.0%

(6) 公衆衛生と気候変動 ^{注34} に対し、2012年から2050年まで該当年総排出権の0.1%を割当てる。

(7) 天然資源の気候変動適応アカウント (Natural Resources Climate Change Adaptation Account: 前述の Sec 370) ^{注35}

2012年から2021年	総排出権 0.62% [0.651%]
2022年から2026年	1.23%
2027年から2050年	2.46%

^{注33} WM 法案の、気候変動労働者調整支援基金 (Climate Change Worker Adjustment Assistant Fund) に該当。

^{注34} WM 法案の、気候変動健康保護/健康増進基金 (Climate Change Health Protection and Promotion Fund) に該当。

^{注35} WM 法案の、天然資源気候変動適応基金 (Natural Resources Climate Change Adaptation Fund) に該当。

(8) 原発労働者育成^{注36}

2012年から2013年	総排出権の0.5%
2014年から2015年	0.05%

(9) 付加的な農林業 GHG 排出削減、及び再生可能エネルギープログラム

(A) EPA 長官は、付加的な農林業 GHG 排出削減及び再生可能エネルギープログラムのために、2012年から2050年まで該当年総排出権の1.0%を保留する。

(B) EPA 長官が保留とした排出権に加え、付加的な農林業 GHG 排出削減及び再生可能エネルギープログラムに対して下記の通り排出権を割当てる。

2012年から2013年	総排出権の1.00%
2014年から2016年	0.28%

(10) 運輸部門 GHG 排出削減

(A) EPA 長官は、運輸部門 GHG 排出削減プログラムのために、2012年から2050年まで該当年総排出権の1.0%を保留する。

(B) EPA 長官が保留とした排出権に加え、運輸部門 GHG 排出削減に対して排出権を下記の通り割当てる。

2012年から2013年	総排出権の2.21%
2014年から2015年	1.35%
2016年	1.05%
2017年	1.08%
2018年から2019年	0.98%
2020年から2021年	0.95%
2022年から2025年	0.94%
2026年	1.64%
2027年から2029年	2.52%
2030年から2050年	2.17%

(c) 補足的削減(Supplemental Reductions)

(1) EPA 長官は、前述の Sec 322 でクリーンエア法の第7章に追加する、「Part V 森林劣化回避による付加的排出削減」を達成するため、排出権を下記の通り割当てる。

2012年から2025年	総排出権の5.0%
2026年から2030年	3.0%
2031年から2050年	2.0%

(2) EPA 長官は、2020年の補足的排出削減年間目標を確実に達成できるよう、必要に応じて、上述(C)(1)で割当てる排出権を変更する。

(d) 赤字削減基金(Deficit Reduction Fund)

EPA 長官は、2012年から2029年まで該当年総排出権の10%を、2030年から2039年まで22%を、2030年から2050年まで25%をオークションし、その収益を、Sec 783 で設置する赤字削減基金に納入する。

^{注36} WM 法案には、該当するプログラムが含まれていない。